管理者	С		B2		B1		А		未評価	ダム数
北海道開発局	16	88.9%	2	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	18
東北地方整備局	8	44.4%	10	55.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	18
関東地方整備局	1	9.1%	5	45.5%	5	45.5%	0	0.0%	0	11
北陸地方整備局	0	0.0%	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	7
中部地方整備局	5	55.6%	2	22.2%	2	22.2%	0	0.0%	0	9
近畿地方整備局	2	40.0%	2	40.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	5
中国地方整備局	2	18.2%	7	63.6%	2	18.2%	0	0.0%	0	11
四国地方整備局	1	12.5%	2	25.0%	5	62.5%	0	0.0%	0	8
九州地方整備局	0	0.0%	6	75.0%	2	25.0%	0	0.0%	1	9
沖縄総合事務局	0	0.0%	9	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	9
水資源機構	1	4.2%	18	75.0%	5	20.8%	0	0.0%	1	25
合計	36	28.1%	70	54.7%	22	17.2%	0	0.0%	2	130

^{※「}土木構造物の状態」「機械設備の状態」「電気通信設備の状態」を対象に健全度評価を算出 (ただし、上記のうち「管理用通路」「昇降設備」「係船設備」「流木止設備」「水質保全設備」は対象に含めない)

※健全度評価区分について

表示区分			状 態
С	異状なし (安全性・機能支障なし) 高		ダムの安全性や機能に影響を及ぼすおそれがないと判断され、状態監視を継続する。
B2	要監視段階 (安全性・機能支障なし) 健		ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、必要に応じて措置を講じる必要 がある。
В1	予防保全段階 (安全性・機能支障なし)		ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、速やかに措置を講じる必要がある。
Α	措置段階 (安全性・機能支障あり)	1.	ダムの安全性及び機能への影響が認められ、直ちに措置を講じる必要がある。

[・]土木施設、機械施設、電気通信施設を対象としており、施設の状態に応じて4段階に区分し、1項目でもa判定となった場合は、総合判定をAとしている。 (「a、b1、b2、c」の順で該当する個別判定をもとに総合判定を行っている。)